



2025年6月20日

各 位

会 社 名 京阪神ビルディング株式会社
代表者名 代表取締役社長 若林 常夫
(コード番号：8818 東証プライム)
問合せ先 上席執行役員管理統括 堀 貴生
電話番号 (TEL06-6202-7331)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年6月20日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年7月7日
(2) 処分する株式の種類 および数	当社普通株式 39,300 株
(3) 処分価額	1株につき 1,592 円
(4) 処分総額	62,565,600 円
(5) 処分予定先	当社の取締役（※） 3名 17,800 株 ※社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。 当社の執行役員 6名 21,500 株

2. 自己株式の処分の目的および理由

本日、当社取締役会により、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与およびより一層の株主価値の共有を目的として、対象取締役3名および当社の執行役員6名（以下、総称して「対象役員」という。）に対し、譲渡制限付株式を割り当てることを決議いたしました。各対象役員に付与する金銭報酬債権の額については、貢献度等諸般の事項を総合的に勘案のうえ決定しており、対象役員が当該金銭報酬債権を現物出資の方法によって給付することにより、対象役員に対し譲渡制限付株式を割り当てることとしております。

なお、当該金銭報酬債権は、対象役員が当社との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結することを条件として支給いたします。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

払込期日から対象役員が当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、対象役員は、当該対象役員に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その

他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限の解除

当社は、原則として、譲渡制限期間の満了時点をもって、当該時点において対象役員が保有する本株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

③ 当社による無償取得

当社は、割当契約に規定した譲渡制限付株式の無償取得事由が生じた場合には、当該無償取得事由が生じた対象役員が保有する譲渡制限付株式を当然に無償で取得いたします。

④ 株式の管理に関する定め

対象役員は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載または記録する口座の開設を完了し、本譲渡制限期間中、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、取締役については2025年7月から当該承認の日を含む月までの月数、執行役員については2025年4月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2025年6月19日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,592円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上